

尾張旭市監査公表第17号

平成29年3月30日付け尾張旭市監査公表第13号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成30年5月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

市民生活部産業課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
宮浦会館管理業務委託の契約において、尾張旭市契約規則第32条第3号の規定により契約保証金を免除としているが、免除の理由として同号には該当しない。	指摘事項については、以後の事務において、尾張旭市契約規則に基づき全て改めました。